

平成29年5月26日
監査委員事務局
行政監査課
電話 245-5492
内線 3512

千葉市政担当記者 様

千葉市職員措置請求（28千監(住)第1号）に係る監査について

千葉市職員措置請求(住民監査請求)について、監査結果を公表したので、お知らせします。

第1 請求の概要

1 請求人

千葉市稲毛区住民1名

2 請求日

平成29年3月29日

3 請求の要旨

千葉市長は、学校法人千葉朝鮮学園(以下「千葉朝鮮学園」という。)に対し、平成27年度に千葉朝鮮初中級学校(以下「千葉朝鮮学校」という。)が実施した学校行事(美術展及び芸術発表会)を補助事業として、千葉市外国人学校地域交流事業補助金交付要綱(以下「補助金交付要綱」という。)に基づき、平成28年5月17日に補助金 455,000円を支出した。

請求人は、平成29年3月29日、「千葉市長は千葉朝鮮学園に対し、支出した補助金 455,000円の返還を求めること」との勧告をすることを請求したものである。

第2 監査の概要

1 監査対象事項

千葉市長が、千葉朝鮮学園に対し支出した千葉市外国人学校地域交流事業補助金 455,000円のうち、芸術発表会に係る補助金(以下「本件補助金」という。)213,000円の支出が、違法又は不当な公金の支出に該当するか否か。

※ 請求人は、陳述において、美術展は請求の対象としない旨述べたことから、芸術発表会に係る補助金の支出のみを監査の対象とした。

2 監査対象部局

こども未来局

3 監査内容

本件監査請求については、監査委員の全員の意見が一致せず、合議が不調に帰したので、監査についての決定をすることができなかった。

なお、参考までに請求人の主張と監査委員の判断内容を以下に付記する。

(1) 本件補助金支出における補助金交付要綱違反等の有無について

ア 本件広告は、補助金交付要綱第3条第3号に規定する「営利を目的とするものでないこと」として認められるか否か

(ア) 請求人の主張

芸術発表会で来場者に配布されたプログラムには、営利を目的とした企業広告が掲載されており、補助金交付要綱に違反している。

(イ) 監査委員の判断

a 請求に理由がないとする見解

補助金交付要綱は、補助事業それ自体が「営利を目的とするものでないこと」を求めているところ、芸術発表会は、入場料が無料であり、物品販売等も行っていなかったこと等

から、千葉朝鮮学校が、補助事業である芸術発表会自体において、経済的利益を獲得する行為などの営利を目的とする行為を行ったとは認められない。

補助金交付要綱に規定する「営利を目的とするものでないこと」の行為主体は外国人学校である千葉朝鮮学校であって、その他の広告掲載者等を対象とはしていない。

したがって、監査対象部局の判断は、補助金交付要綱に違反しているとは認められない。

b 請求に理由があるとする見解

千葉朝鮮学園は、「広告は通年の寄附等に対する感謝の意を込めて掲載しており広告料収入はない」としているが、寄附金と広告掲載との間には関連があり、千葉朝鮮学園には、実質的に広告料収入と同視できる収入があったとみるのが相当である。

当該収入が高額であれば、補助事業が「営利を目的とするもの」に該当する可能性が否定できないところ、寄附金額の全容が明らかでないため、営利目的でないとは判断することはできない。

イ 芸術発表会の実施に際し、補助金交付要綱第3条第1号に規定する地域住民への周知性が認められるか否か

(ア) 請求人の主張

監査対象部局は、補助事業を周知すべき「地域住民」の範囲について、「全ての日本人」、「市内全域」、「行事が行われる場所、規模によって異なる」等と述べており、理解できない。

(イ) 監査委員の判断

補助金交付要綱に規定する周知すべき「地域住民」の範囲は、外国人学校が存在する周辺に居住する千葉市の住民を基本とし、学校行事の内容、規模及び参加者等、諸般の事情を考慮して、個々の学校行事に応じて判断されるべきものと考えられる。

芸術発表会における地域住民への周知については、近隣住民及び小中学校等にチラシが配布され、約80人の地域住民が来場するなど、周知活動による一定の集客効果があったと認められる。

したがって、監査対象部局の判断は、補助金交付要綱に違反しているとは言えない。

ウ 本件補助金支出における千葉市補助金交付規則違反の有無について

(ア) 請求人の主張

千葉市の全ての補助金制度はその運営に関し健全性を求めている。千葉朝鮮学園は、整理回収機構による資産仮差押えを受けており、健全な学校運営を行っていない。

(イ) 監査委員の判断

a 請求に理由がないとする見解

千葉市補助金交付規則は、補助金の交付が法令に違反しないかどうか調査すべきと規定しているが、補助対象団体の健全性について具体的に規定していない。

地方自治法（以下「自治法」という。）第232条の2は、「公益上必要」の要件を満たせば、地方公共団体は寄附又は補助をすることができると規定しているが、法令はその内容を具体的に定めていないから、補助対象団体の財政的健全性は、「公益上必要」を判断する上での一要素と見れば足りる。

後記（2）のとおり、本件補助金に関しては、自治法第232条の2の「公益上必要」は肯定できるから、本件補助金の支出が違法又は不当なものとは認められない。

b 請求に理由があるとする見解

監査対象部局は、本件補助金は、学校運営全般を補助する運営補助ではなく、補助要件を満たす事業の実施経費を支給する事業補助だから、仮差押えの事実や朝鮮総連との関係について確認していないと説明するが、補助金をどの経費に充当するかは単に概念上の区別でしかないから、当該主張は是認できない。千葉朝鮮学園に対する補助金の支出を疑問に思う市民も一定程度存在するであろう現在の状況下においては、より慎重な対応が求められるべきである。

(2) 本件補助金支出における公益上の必要性の有無について

(ア) 請求人の主張

平成28年3月29日付けで「朝鮮学校に係る補助金交付に関する留意点について(通知)」(以下「文部科学大臣通知」という。)が発出されており、本件補助金も通知の対象である。北朝鮮本国及び朝鮮総連の影響下にある朝鮮学校に補助金を支出する行為は、日本国民全体を愚弄する行為であり、何の公共性も見出せない無駄な支出である。

(イ) 監査委員の判断

a 請求に理由がないとする見解

補助金交付要綱は、外国人学校の児童生徒の健やかな成長と自立の促進のみならず、児童生徒と地域住民との交流による異文化の理解や友好の促進の効果が期待できるものであり、公益性が認められる。

芸術発表会においては、花園中学校軽音楽部と千葉朝鮮学校の児童及び生徒がともに発表する機会が設けられ、来場者約300人のうち約80人が地域住民であるなど、児童生徒と地域住民の双方が異文化に触れる機会となったこと、地域交流が継続して実施されていること等から、芸術発表会は「公益性」を満たすことが認められる。

芸術発表会の事業費419,613円のほとんどが会場使用料であり、事業の内容や態様等から、会場を美浜文化ホールとすることには合理的な理由がある。また、本件補助金額213,000円は、事業費の約半額にとどまるもので、全て事業の実施に必要な範囲で使用され、本件補助金が事業関係者によって他に流用されるなどの不正使用は認められなかった。したがって、本件補助金の支出には不必要な支出はなかったと認められる。

監査対象部局は、文部科学大臣通知の内容を検討し、目的、公益性、効果等を確認したうえで本件補助金の継続を決定していること、また、実績報告書等の検査により補助金の適正な執行に努めるとともに、市ホームページにおいて予算額や補助目的等を公開していることが認められた。よって、請求人の主張は認められない。

b 請求に理由があるとする見解

監査対象部局は、本件補助金は地域交流事業を対象とする事業補助だから、朝鮮総連との関係については確認していない、と説明しているが、千葉朝鮮学園に対する補助金支出を疑問に思う市民も一定程度存在するであろう状況下において、このような主張は、是認することができない。

監査対象部局が上記の考えを前提に事業内容の確認や公益性の判断を行っていたとすれば、公益性について、どの様な視点、認識のもとに検証したのか、厳密に確認されたかが不透明である。

以上のことから、本件補助金の支出に公益上の必要性があると判断することはできない。

詳細は、別添の千葉市監査委員告示第8号をご覧ください。